

農政なら

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101 (内線5623~9)
FAX 0742-24-8576

トピックス

平成23年度 全国農業委員会会長大会が開催される 大震災や原発事故への適切な対応を訴える



平成23年5月26日に、全国農業会議所主催の全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役員等約2,000人の参加により、東京都千代田区の「日比谷公会堂」において開催されました。

この大会では、第1号議案「東日本大震災と東京電力原子力発電所事故に関する特別要請」を決議しました。原発事故の影響を受けた農業者に対する万全な補償を強く訴えた。第2号議案「TPP交渉への参加撤回を求める緊急要請」も満場一致で採択。続く第3号議案「食と農林漁業の復興・再生に向けた政策提案」では、食と農林漁業の再生を国家戦略として位置づけ、関税など国境措置の堅持や農村地域の雇用・就業の場の確保など。また、新農地制度の適正執行に全力で取り組む農業委員会の事務局体制や活動予算の活動などの内容が盛り込まれた原案が決議されました。

更に、「地域の農地と担い手を守り活かす農業委員会活動」や「情報提供活動」の二層の強化に関する申し合わせが決議されました。

また、農業委員2人が農業委員会活動の実践報告と決意表明を行いました。第3回耕作放棄地解消活動表彰で農林水産大臣賞を受賞した長崎県五島市農業委員会的小林茂俊会長は、年度ごとに解消目標面積を設定し、5年間で200haを突破した事例を紹介し、農地の利用集積と活用を図っていくことの重要性を訴えた。つづいて全国女性農業委員ネットワークの船ヶ山美津子会長は、次世代に命をつなぐ「食」と「農」について、常に消費者に情報発信を行い、お互いに連携していく必要性を訴えられました。

大会終了後、この大会に参加した県下市町村農業委員会会長を中心に、自由民主党の谷垣総裁と田野瀬幹事長代理へ代表要請を行いました。

平成23年度「農地パトロール」

農委の重点的な活動として実施

平成21年12月の改正農地法施行により、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用の状況についての調査」の実施が義務付けられました。

農業委員会系統組織では、平成23年度からの新たな組織運動である「地域の農地と担い手を守り活かす運動」の全国展開のもと、①利用状況調査を通じた地域の農地利用の総点検、②遊休農地の発生防止・解消指導および違反転用防止対策などについて重点的に取り組むとともに、遊休農地の再生利用に向けた各種事業等に基づいていくために全国統一的に「農地パトロール月間」を定め、集中的に推進することとしています。

期間は、平成23年8月～11月を基本としていますが、現場の実情に応じてそれ以外の時期に設定することも差し支えありません。

農業委員会としての取り組みは次のとおりです。

1、実施時期

各農業委員会での「農地パトロール月間」については、あらかじめ実施時期を明確にしておいて下さい。

2、対象農地

市町村管内の全ての農地が対象です。

3、実施内容

(1) 遊休農地の把握
(2) 農地法の案件の履行状況の確認

(3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認

(4) 農地の違反転用の早期発見

(5) 相続税又は贈与税の納税猶予適用農地の利用状況の確認

(6) 仮登記農地の利用状況の確認

4、実施体制

旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切り、地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施します。

なお、「調査員」を委嘱する場合は、「農地利用状況調査員設置要綱」を作成して実施するように努めて下さい。

5、実施手順

(1) 事前準備
(2) 推進会議(仮称)の開催
(3) 参加者を集めた「農地パトロール」

また、目に見える取り組みとするため、「農地パトロール3点セット」(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)や関連するリーフレット

「ストップ！遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」を用意して取り組んで下さい。

さらに、農業委員会だよりや広報誌等でも周知に努めるようにして下さい。

④「実施要領」等の決定
実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」などを農業委員会総会等で決め、たうえで対応して下さい。

⑤ 調査方法
① 地図等を利用しながら道路からの目視で確認のうえ調査します。
② 道路からの目視により遊休化等が確認された場合は、現地利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録します。

③ 調査結果の整理及び指導等の実施
① 調査結果の整理
農地パトロール終了後は、参加者等関係者による報告・



検討会を開催し、調査結果を整理します。

② 耕作放棄地全体調査への反映
農地パトロールの結果については「耕作放棄地全体調査」に活用するものとします。

このため、農地パトロールの実施にあたっては、農業委員会と市町村が連携して行うようにして下さい。

③ 農地基本台帳等への反映
調査結果や遊休農地に関する措置状況について農地基本台帳で管理します。

具体的には、農地基本台帳に、農地の利用状況調査の調査年月日、農地の利用状況、遊休農地の指導状況等を記載します。

また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理に努めて下さい。

④ 指導等の実施
農地パトロールで把握した遊休農地については、農地法第30条第3項に基づく指導等を行うこととなります。また、違反転用農地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づく指導を行います。

なお、遊休農地又は違反転用農地が納税猶予適用農地である場合には、農地法上の指導等と併せ、当該土地の所在地の所轄税務署長への通知等についても迅速かつ確実に行うことが必要です。

県下農委・JA系統組織が連携を図り、農業者年金の加入推進運動を展開。

3カ年計画の中間年。「農業者年金加入者確保3・3運動」の積極的な実施を

農業者年金制度を、農業者から支持される年金として定着させるため、全国でより多くの農業者に加入してもらったための活動が展開されています。

全国的に新規加入の気運が高まる中、奈良県の近年の状況は低調に推移しています。

そこで、奈良県下における新規加入者確保に向けた運動で、昨年からの取り組みはじめた「農業者年金加入者確保3・3運動」を、今年度も農委とJA組織とが連携を図り展開することといたします。

「運動の趣旨」

他産業と遜色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことが出来るようにするためには、現役時代の農業所得の向上を促進することだけでなく、引退後の老後生活に安心を持てるよう施策を講じる必要がある。

農業者の老後生活の安定確保を主たる目的とした農業者年金は、より安定した運用が図られるよう平成14年に制度が再構築された。担い手が減少し続けても安定した年金受給が確約される「積立方式」の導入や、特定の要件を備える農業担い手に対する保険料助成措置、

一時金の充実など、より農業者のため、またより今の時代にマッチした改正内容が農業者に受け入れられるようになった。過去3カ年度(平成19年度から平成21年度)の全国での新規加入者は11,788人。しかしながら奈良県においては、平成14年以降の加入者は282人(過去3カ年度は19人)の状況にとどまり、農業者への浸透が十分図れているとは言い難い。

農業者が恩恵を受けることが出来る農業者年金制度を、県下農業者へ普及・浸透させることが我々の使命でもあることから、農委・JA組織が緊密に連携を図りながら「農業者年金加入者確保3・3運動」への取り組みを推進する。

「運動の目標」

- (1) 加入推進活動計画の策定と実践活動の強化。
- (2) 農業者年金制度の普及・浸透を図るための取り組みを強化。
- (3) 加入者確保に向けた戸別訪問活動の重点実施。
- (4) 市町村あたり年間3人の新規加入者を確保。

「運動の主体」

この運動は、農業委員会及び

JA系統組織の密接な連携のもとに取り組む。

「運動の期間」

平成22年度から平成24年度までの3カ年。

《農業者年金の特徴》

農業者年金は、積立方式(確定拠出型)の公的年金です。積立貯金を始める感覚で加入できます。

なお、加入者のみなさまからお預かりした保険料は、農業者年金基金が安全面を重視して二元的に運用しています。健全な運営で多くの運用収益を加入者に還元するよう心掛けられています。

◎加入要件

- ① 60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

いつでもやめたり、加入(60歳になる前月まで)することが出来ます。もちろん50歳代の方も加入できます。月2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由

に保険料が選べ、60歳になる前月まで積み立てられます。例えば月6万円の保険料を10年間積み立てれば、月2万円を30年間積み立てることと同じ保険料額となります。また、例えば1ヶ月の加入でやめた(脱退した)場合であっても、積み立てた保険料は将来年金として受け取ることが出来ます。

◎担い手への保険料の助成

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者や認定就農者、青色申告者、家族経営協定締結者など必要な要件に該当

など、3つの要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の助成が受けられます。(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)

◎税制上の優遇措置が大きなメリットを生み出す

- ① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ② 保険料は、全額社会保険料控除の対象となります(※民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円)。年間保険料総額の15%～30%程度の大きな

節税効果が生まれます。

つまり、保険料を月額2万円支払うと、年間保険料支払総額24万円ですが、税率15%の方の場合は税の減額分が36,000円なので、実質20万4千円の支出ですむわけです。積立額は24万円なので、税の減額分を将来の自分の老後のために積み立てたと考えることができます。

② 受けとる年金は公的年金等控除が適用

公的年金による収入の合計額が120万円までは非課税です。(65歳以上)

③ 運用益も非課税

農業者年金基金が運用して得られた収益(運用益)も非課税です。[※預貯金や債券の利息は20%課税]

◎80歳までの保証がついた年金です

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族に加入者・受給者が死亡した翌月から80歳まで受けとるはずであった年金額を、死亡時の価値に換算した「死亡一時金」をお支払いできます。この死亡一時金は、全額非課税です。

今年度より「農業雇用改善推進事業」を実施

奈良県農業会議が「安全・安心な職場環境」づくりに向けて

奈良県農業会議では、農業での新規就業者の増加と定着を図るため、平成23年度より農業雇用改善推進事業を実施しています。この事業では、農業法人などへ雇用や労務管理に関する情報の提供や相談・助言などを行い、「安全・安心な職場環境」づくりに向けた取り組みを行います。

事業内容(主なもの)

連絡会議の開催

安心して勤められる「農業の職場づくり」に向けて労働環境の整備を行うため、有識者や関係機関などからなる委員で連絡会議を開催し、問題意識の共有と課題解決に向けた連携を図ります。

研修会の開催

農業法人などを対象に、雇用や労務管理に関する研修会を開催します。

モデル相談活動の実施

モデル経営体に対し、社会保険労務士などの専門家による就業環境の改善に向けた現地相談活動を実施します。

巡回相談説明会の開催

社会保険労務士や関係機関の担当者により、巡回相談説明会を実施します。

全国農業新聞の読者を増やそう ～退任農業委員は継続購読を～

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の組織情報誌で、全国農業会議所が発行しています。

「農業委員会等に関する法律」の第6条第2項第5号等に基づく「農業及び農民に関する情報提供」活動のひとつです。

全国農業新聞の読者を増や

し、地域の農業者などへの情報提供活動をすすめてみましょう。

なお、本年7月には3年に一度の農業委員統一選挙が行われます。退任される農業委員の皆様方には、継続の購読をお願いします。

奈良県農業法人協会

「会長に日下志氏を再任」

雇用確保対策推進・

販路開拓支援を実施

奈良県農業法人協会(23社)

はこのほど、三郷町信貴南畑1丁目の(株)農業公園信貴山のどか村で、平成23年度の通常総会を開催。任期満了に伴う役員改選で、日下志拓也氏(花の郷滝谷花しょうぶ園(有)常務理事)を会長に再任しました。

新年度事業としては、経営支援のための相談や情報発信を実施。ショッピングサイトへの出店(インターネット販売)に伴う

販路開拓支援などを決めました。引き続き、労務管理指導や雇用のマッチング活動など、雇用確保対策も推進します。

会長以外の役員は次の通り。▽副会長Ⅱ樋口一氏(有)ヒゲチファーム・代表取締役、中尾静子氏(有)中尾園芸・取締役▽監事Ⅱ上本多雄氏(農)ティーポ

ト月ヶ瀬・顧問、杉本雅照氏(農)丸広出荷組合・代表理事

《全国農業図書 新刊紹介》

●改訂3版 農業の労務管理と労働・社会保険百問百答

農業法人など雇用労働力を必要とする経営者向けに、労働・社会保険の内容と手続きを中心に労務管理一般について、社会保険労務士がQ&A形式で解説。

.....1,500円

●パンフ「農業者年金」

少子高齢化時代を先取りした農業者年金制度の魅力・メリットを紹介。政策支援を受ける要件や老後の現状などを解説した農家PRリーフレット。

.....90円

●日本農業技術検定過去問題集3級
全9回分の試験問題を収録。農業技術の専門家の適切で、丁寧な解説もついています。
.....1,500円
他「過去問題集2級」も発刊されています。(2,000円)

《県農業会議関係会議日程》

7月1日

市町村農業委員会業務推進検討会議
農業委員会業務(農地基本台帳整備)推進検討会議

7月2日

新農業人フェア2011

7月4日

常任会議員会議

7月7日

奈良県農業委員会職員協議会

8月12日

女性部現地研修会

奈良県農業会議第110回

通常総会

9月2日

常任会議員会議

10月3日

常任会議員会議